

柿、みかん、山椒の栽培を行っている農家のみなさまへ

町職員が、報酬を得て町内で柿、みかん、山椒の栽培を行っている農家等のお手伝いをすることができます！町職員への依頼方法等をお知らせします。

柿、みかん、山椒の栽培を行っている農家等の方で、町職員のお手伝いを希望する場合は、以下の依頼書に記入の上、町職員に直接依頼してください。役場が町職員の派遣を斡旋する制度ではございませんのでご了承ください。

※1 お手伝いの許可が出るまでに時間を要しますので、余裕を持った依頼をお願いします。また、作業中の事故に対応した保険に加入していない場合や町職員の事情によりお引き受けできない場合がありますのでご了承ください。

※2 賃金に対する所得税の源泉徴収や町職員の居住する役場等の税務課への給与支払報告書の提出が必要です。

【お問い合わせ】紀美野町役場総務課人事給与係 073-489-5912

この様式は、コピーして使用することもできます。

この依頼書を町職員にお渡しください。

紀美野町職員への地域貢献活動依頼書

依頼する紀美野町職員の氏名

様

(依頼日： 年 月 日)

依頼主 住所 氏名	〒		
連絡先	自宅電話： 携帯電話：	FAX：	
品目	柿・みかん・山椒 ○で囲ってください。	就業場所（地域名）	
具体的 作業 内容	（作業の内容についてご記入ください）		
就業 条件	賃金	就業時間	加入保険
	日当 _____円	始業 時 分 終業 時 分 休憩 分 分	
	時給 _____円		
	必要な資格・免許	その他	

依頼する紀美野町職員の氏名
紀美野 太郎 様

記入例

(依頼日：令和 ●年 ●月 ●日)

依頼主住所氏名	〒640-1192 紀美野町動木287 ふれあい よしこ		
連絡先	自宅電話：073-400-1234 携帯電話：090-104-2030 FAX：		
品目	柿・みかん・山椒 ○で囲ってください。	就業場所（地域名） 紀美野町動木●●	
具体的作業内容	（作業の内容についてご記入ください） 収穫作業・運搬作業		
就業条件	賃金	就業時間	加入保険
	日当 ●, ●●●円	始業 8時 30分 終業 17時 15分 休憩 60分	労災加入
	時給 ●円		
	必要な資格・免許	その他	
	運転免許	昼食は各自持参・自家用車で通勤	

●給与支払い報告書について

給与支払報告書個人別明細書

見本

（注）給与支払報告書は、支払った年分を翌年、1月31日までに、支払を受けた者の居住する役場等の税務課へ提出する必要があります。詳しくは、税務課（073-489-5905）へお問い合わせください。

給与支払報告書は、支払った年分を翌年、1月31日までに、支払を受けた者の居住する役場等の税務課へ提出する必要があります。

詳しくは、税務課（073-489-5905）へお問い合わせください。